

令和 7 年度決算に係る
健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

令和 8 年 9 月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 1 1 2 号

令和8年9月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治 様

鳥取県監査委員 高 務 裕 子

鳥取県監査委員 牧 田 宗 大

鳥取県監査委員 山 根 こ こ ろ

鳥取県監査委員 伊 藤 保

令和7年度決算に係る健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和7年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して審査したので、審査意見書を別紙のとおり提出します。

目 次

令和7年度決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審 査 の 期 間	1
第3	審 査 の 方 法	1
第4	審 査 の 結 果	1
第5	健全化判断比率の状況	2
1	実 質 赤 字 比 率	2
2	連結実質赤字比率	2
3	実質公債費比率	3
4	将 来 負 担 比 率	4

令和7年度決算に係る資金不足比率審査意見書

第1	審 査 の 対 象	5
第2	審 査 の 期 間	5
第3	審 査 の 方 法	5
第4	審 査 の 結 果	5
第5	資金不足比率の状況	6

参考資料

用語説明	7
------	---

令和7年度決算に係る健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、知事から提出された令和7年度決算に係る次の比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

- 1 実質赤字比率
- 2 連結実質赤字比率
- 3 実質公債費比率
- 4 将来負担比率

第2 審査の期間

令和8年8月から9月

第3 審査の方法

知事から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- 1 健全化判断比率は、関係法令等の規定に沿って作成された資料に基づいて正確に算定されているか
- 2 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、一般会計及び特別会計の決算書類等に基づいて適正に作成されているか

などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料等の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて、決算審査の結果も参考に審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認めた。

また、いずれも法に定める早期健全化基準未満であった。

(単位: %)

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増減 (A-B) ポイント	全国平均 (令和6年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	—	—		—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	—		—	8.75	15.0
実 質 公 債 費 比 率	9.9	9.5	0.4	10.1	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	132.6	132.8	△ 0.2	144.1	400.0	

注 「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額が生じていないため、該当の比率がないことを表している。

第5 健全化判断比率の状況

1 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額が生じていないため、実質赤字比率はない。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \quad \text{— 千円}}{\text{標準財政規模の額} \quad 224,633,895 \text{ 千円}} = \quad \text{— \%}$$

2 連結実質赤字比率

連結実質赤字額が生じていないため、連結実質赤字比率はない。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \quad \text{— 千円}}{\text{標準財政規模の額} \quad 224,633,895 \text{ 千円}} = \quad \text{— \%}$$

連結実質赤字額の内訳

(単位：千円)

区分	会 計 名	連結実質赤字額等	
		赤字額	黒字額
一般会計及び一般会計等に属する特別会計	鳥取県一般会計	—	5,258,171
	鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計	—	52,543
	鳥取県収入証紙特別会計	—	0
	鳥取県公債管理特別会計	—	0
	鳥取県給与集中管理特別会計	—	15,546
	鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	—	0
	鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計	—	0
	鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計	—	0
	鳥取県営林事業特別会計	—	10,744
	鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計	—	0
	鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計	—	0
	鳥取県県立学校農業実習特別会計	—	24,087
	鳥取県育英奨学事業特別会計	—	0
小 計 ①		—	5,361,091
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	鳥取県国民健康保険運営事業特別会計 ②	—	1,224,180
公営企業に係る特別会計	鳥取県営電気事業会計	—	2,675,719
	鳥取県営工業用水道事業会計	—	255,117
	鳥取県営埋立事業会計	—	2,256,644
	鳥取県営病院事業会計	—	10,869,385
	鳥取県天神川流域下水道事業会計	—	352,789
	鳥取県県営境港水産施設事業特別会計	—	1,449
	鳥取県港湾整備事業特別会計	—	0
小 計 ③		—	16,411,103
合 計 (①+②+③)		—	22,996,374

3 実質公債費比率

$$\text{各年度の実質公債比率} = \frac{[(1) + (2)] - [(3) + (4)]}{(5) - (4)}$$

- (1) 地方債の元利償還金の額
- (2) 準元利償還金の額
- (3) 元利償還金等に充てられる特定財源の額
- (4) 算入公債費等の額
- (5) 標準財政規模の額

$$\begin{array}{c} \text{令和5年度比率} \quad \text{令和6年度比率} \quad \text{令和7年度比率} \\ \text{実質公債費比率} = \frac{9.90249\% + 9.88880\% + 10.17119\%}{3} = 9.9\% \\ \text{(3ヶ年平均)} \end{array}$$

実質公債費比率の算定内訳

(単位: %、千円)

区 分	実質公債費 比 率	(1) 地方債の元利 償還金の額	(2) 準元利償還金 の額	(3) 元利償還金等 に充てられる 特定財源の額	(4) 算入公債費 等の額	(5) 標準財政規模 の額
令和5年度	9.90249	50,630,667	3,619,721	262,402	35,921,323	218,367,059
令和6年度	9.88880	48,219,094	4,147,617	1,058,327	32,731,159	220,592,361
令和7年度	10.17119	48,575,463	4,105,724	2,312,031	30,637,402	224,633,895
3か年平均	9.9					

4 将来負担比率

A 将来負担額 696,751,487千円 — B 充当可能財源等の額 439,354,241千円

将来負担比率 = $\frac{A}{C}$ = 132.6%

C 標準財政規模の額 224,633,895千円 — D 算入公債費等の額 30,637,402千円

将来負担比率の算定内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和6年度		増 減
	算定額	Aの 構成比	算定額	Aの 構成比	
1 一般会計等に係る地方債の現在高	588,277,443	84.4	597,510,285	84.6	△ 9,232,842
2 債務負担行為に基づく支出予定額	6,928,156	1.0	7,421,633	1.1	△ 493,477
3 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入れ見込額	15,496,246	2.2	16,074,440	2.3	△ 578,194
4 組合が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担見込額	14,764,872	2.1	15,008,490	2.1	△ 243,618
5 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	66,696,332	9.6	65,582,603	9.3	1,113,729
6 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	4,588,438	0.7	4,466,007	0.6	122,431
ア 県が設立した土地開発公社の負債に係るもの	0	0.0	0	0.0	0
イ 県が設立した地方独立行政法人の負債に係るもの	0	0.0	0	0.0	0
ウ ア以外の土地開発公社に債務保証をしている場合の保証債務に係るもの	0	0.0	0	0.0	0
エ 県の損失補償又は保証に係る債務に係るもの	4,588,438	0.7	4,466,007	0.6	122,431
7 連結実質赤字額	0	0.0	0	0.0	0
8 組合の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0	0.0	0	0.0	0
A 将来負担額（1～8の計）	696,751,487	100.0	706,063,458	100.0	△ 9,311,971
9 地方債の償還額等に充当可能な基金の残高の合計額	58,567,408		60,263,300		△ 1,695,892
10 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入の見込額	11,035,238		10,232,066		803,172
11 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	369,751,595		386,005,313		△ 16,253,718
B 充当可能財源等の額（9～11の計）	439,354,241		456,500,679		△ 17,146,438
C 標準財政規模の額	224,633,895		220,592,361		4,041,534
D 算入公債費等の額	30,637,402		32,731,159		△ 2,093,757

令和7年度決算に係る資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

審査に当たっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき、知事から提出された次の公営企業会計における令和7年度決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

- 1 鳥取県営電気事業会計
- 2 鳥取県営工業用水道事業会計
- 3 鳥取県営埋立事業会計
- 4 鳥取県営病院事業会計
- 5 鳥取県天神川流域下水道事業会計
- 6 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計
- 7 鳥取県港湾整備事業特別会計

第2 審査の期間

令和8年8月から9月

第3 審査の方法

知事から提出された比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、

- 1 資金不足比率は、関係法令等の規定に沿って作成された資料に基づいて正確に算定されているか
- 2 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は、決算書類等に基づいて適正に作成されているか

などを重点に、比率の算定に必要な決算書及び参考資料等の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取し、併せて、決算審査の結果も参考に審査を行った。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は、適正に作成された算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき正確に算定されているものと認めた。

また、いずれの公営企業会計も資金不足比率が法に定める経営健全化基準未満であった。

各公営企業会計の資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
鳥取県営電気事業会計	—	—	20
鳥取県営工業用水道事業会計	—	—	20
鳥取県営埋立事業会計	—	—	20
鳥取県営病院事業会計	—	—	20
鳥取県天神川流域下水道事業会計	—	—	20
鳥取県県営境港水産施設事業特別会計	—	—	20
鳥取県港湾整備事業特別会計	—	—	20

注 「—」は、資金の不足額が生じていないため、資金不足比率がないことを表している。

第5 資金不足比率の状況

すべての公営企業会計において、資金の不足額が生じていないため、資金不足比率はない。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(単位：千円、%)

会 計 名	資金の不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (A／B)
鳥取県営電気事業会計	—	2,153,497	—
鳥取県営工業用水道事業会計	—	435,912	—
鳥取県営埋立事業会計	—	2,589,091	—
鳥取県営病院事業会計	—	27,541,314	—
鳥取県天神川流域下水道事業会計	—	689,948	—
鳥取県県営境港水産施設事業特別会計	—	171,345	—
鳥取県港湾整備事業特別会計	—	61,765	—

注 資金不足比率の「—」は、資金の不足額が生じていないため、資金不足比率がないことを表している。

参 考 資 料

用 語 説 明

項 目	説 明
1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律	この法律は、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的としたものである。 この法律では、地方公共団体の長は毎年度の決算に基づき財政状況に関する比率（健全化判断比率及び資金不足比率）を作成し、監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに公表することとされている。 なお、財政状況に関する比率は5種類あるが、その比率のいずれかが基準以上となった場合には、地方公共団体は健全化に関する計画等を定めることとされている。 ・法の施行日：平成21年4月1日（平成19年法律第94号） ※ 比率の算定・公表は、平成20年4月1日施行。
2 健全化判断比率	毎年度の決算に基づき地方公共団体の財政状況を客観的に見るために地方公共団体の長が作成する次の4種類の比率の総称である。 ※ 計画作成の基準となる比率の数値は、道府県に適用する数値である。
(1) 実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の決算において、歳入不足により翌年度の歳入を繰り上げて充用した額や支払の翌年度への繰延額等がある場合、実質的な赤字額が発生することとなる。（「一般会計等」の説明は5を参照） この比率は実質的な赤字額が地方公共団体の標準財政規模の額に占める割合である。（「標準財政規模」の説明は6を参照） 地方公共団体は、この比率が早期健全化基準（3.75パーセント）以上となった場合には財政の早期健全化のための財政健全化計画を、また、財政再生基準（5パーセント）以上となった場合には財政を再生するための財政再生計画を定めることとなる。
(2) 連結実質赤字比率	一般会計等や公営企業に係る特別会計を含むすべての会計の実質赤字・黒字額（公営企業に係る特別会計の場合、資金不足・剰余額）を合算した地方公共団体としての赤字額が標準財政規模の額に占める割合である。 ※ 公営企業に係る特別会計とは、本県では、①鳥取県営電気事業会計、②鳥取県営工業用水道事業会計、③鳥取県営埋立事業会計、④鳥取県営病院事業会計、⑤鳥取県天神川流域下水道事業会計、⑥鳥取県営境港水産施設事業特別会計、⑦鳥取県港湾整備事業特別会計 である。 地方公共団体は、この比率が早期健全化基準（8.75パーセント）以上となった場合には財政の早期健全化のための財政健全化計画を、また、財政再生基準（15パーセント）以上となった場合には財政を再生するための財政再生計画を定めることとなる。
(3) 実質公債費比率	地方公共団体の標準財政規模の額に占める一般会計等から支出する借入金の償還金（公債費）等の割合である。なお、この比率は過去3か年度の平均である。 この比率が18パーセント以上となった場合には、地方債の発行（借入の実施）に国の許可が必要となる。 また、地方公共団体は、この比率が早期健全化基準（25パーセント）以上となった場合には財政の早期健全化のための財政健全化計画を、また、財政再生基準（35パーセント）以上となった場合には財政を再生するための財政再生計画を定めることとなる。

項 目	説 明
(4) 将来負担比率	地方公共団体の標準財政規模の額に占める一般会計等が将来負担すべき借入金や退職手当等の将来支出が見込まれる費用の割合である。 地方公共団体は、この比率が早期健全化基準（400パーセント）以上となった場合には、財政の早期健全化のための財政健全化計画を定めることとなる。
3 早期健全化基準	地方公共団体が財政の早期健全化のための計画を作成することとなる基準である。 地方公共団体は、実質赤字比率等の4種類の比率のいずれかがこの基準以上となった場合（財政再生基準以上である場合を除く。）には、財政健全化計画を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることとなる。 ※ 財政健全化計画に定める事項の概要 ・比率が基準以上となった要因の分析 ・早期健全化の基本方針 ・赤字額の解消方策 ・各比率を基準未満とする方策 ・歳入歳出に関する計画 等
4 財政再生基準	地方公共団体が財政の再生のための計画を作成することとなる基準である。 地方公共団体は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかがこの基準以上となった場合（財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化が困難な状況）には、財政再生計画を定め、国の同意を得た後に、この計画に沿って財政の再生を図ることとなる。 財政再生計画を作成した地方公共団体は、財政健全化計画を作成した場合とは異なり、国等の関与を受けながら計画を実施することとなる。 ※ 財政再生計画に定める事項の概要 ・比率が基準以上となった要因の分析 ・再生の基本方針 ・事務事業の見直し、組織の合理化等による歳出削減に関する計画 ・滞納している税その他の収入の徴収計画 ・地方税の増収計画 ・歳入歳出に関する総合的な計画 等
5 一般会計等	法に規定する実質赤字比率等の4種類の比率の算定において、算定の対象となる会計の区分の名称である。 本県の場合、一般会計、公営企業に係る特別会計及び国民健康保険運営事業特別会計を除いた12の特別会計が一般会計等に区分されている。 ※ 一般会計とは、地方公共団体が目的を達成するため、行政運営の基本的な経費を計上した会計である。 特別会計とは、地方公共団体が特定の事業を行う場合で、特定の歳入歳出をもって一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に設置する会計である。

項 目	説 明
6 標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で収入される経常的な一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を加算したものである。 ※ 一般財源とは、財源の使途が特定されず地方公共団体がどのような経費にも使用することができる地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税等である。
7 地方債	企業の長期借入金と同様のものである。 地方公共団体が事業実施に必要な財源を調達するために負う債務で、返済が一会計年度を超えて行われるものである。
8 準元利償還金	一般会計等からそれ以外の特別会計への支出のうち公営企業の地方債の償還に充てたと認められるもの等で、実質的な公債費と変わらないと認められるものである。
9 元利償還金等に充てられる特定財源	地方債の償還財源に充当される特定財源で、地方債を財源として行った貸付金の元利償還金や公営住宅の使用料の一部等である。 ※ 特定財源とは、歳入のうちその財源の使途が特定されているものである。
10 算入公債費等	地方公共団体に交付される普通交付税の算定基礎となる額のうち、地方債の償還金等に係るものである。
11 充当可能財源等	地方債の償還額等に充てることができる基金や特定の歳入等である。 基金には、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金や地方債の償還を計画的に行うための減債基金等があり、特定の歳入には、貸付金の元金償還金や公営住宅の使用料等がある。
12 債務負担行為	地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為で、翌年度以降数年度にわたって経費支出が発生することが見込まれる場合に、議会の議決を得て設定するものである。 ・利子補給金や貸付金等の支出決定 ・債務保証や損失補償に関する契約の締結 等
13 債務保証	債務が履行されない場合に地方公共団体が代わって弁済するものである。 地方公共団体は、土地開発公社等の指定された団体以外とは当該契約を締結できないこととなっている。
14 損失補償	特定の者が金融機関から融資を受ける場合に、その融資が返済不能となり当該金融機関が損失を被ったとき、地方公共団体が融資を受けた者に代わって当該金融機関に対してその損失を補償するものである。
15 基準財政需要額	普通交付税の算定基礎となるものである。 地方公共団体が現実に必要とする経費の額を算定するものではなく、合理的かつ妥当な水準で行政を行うこと等に要する財政需要を、一定の方法により合理的に算定（標準的な団体に必要な費用に係数等を乗じて算定）したものである。

項 目	説 明
16 資金不足比率	公営企業に係る特別会計の決算において、流動負債相当額が流動資産相当額を上回った場合、資金の不足額が発生することとなる。 この比率は、資金の不足額が事業の規模に占める割合である。 地方公共団体は、それぞれの公営企業に係る特別会計において、この比率が経営健全化基準（20パーセント）以上となった場合には、経営の健全化に関する計画を定めることとなる。
17 経営健全化基準	地方公共団体が経営の健全化に関する計画を作成することとなる基準である。 地方公共団体は、それぞれの公営企業に係る特別会計の資金不足比率がこの基準以上となった場合には、経営健全化計画を定め、公営企業の経営の健全化を図ることとなる。 ※ 経営健全化計画に定める事項の概要 ・ 比率が基準以上となった要因の分析 ・ 経営の健全化の基本方針 ・ 比率を基準未満とする方策 ・ 収入支出に関する計画 等
18 特定短期貸付金	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第8号）第14条第3号に掲げる貸付金（短期貸付金）のうち、その償還財源に、貸付けの相手方である設立法人以外の者（受益権を有する信託の受託者を除く。）が当該地方公共団体以外の者から借入れを行った借入金（当該借入金の償還財源として、当該年度に、当該年度内に償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から当該設立法人以外の者に対して貸付金の貸付けを行った、又は行う見込みがあるものに限る。）が充てられたもの（いわゆるオーバーナイト）をいう。 ※ 平成28年度決算より、将来負担比率の算定に用いられる「県の損失補償又は保証に係る債務に係るもの」に含まれることとなった。